



地域の「見守り」と「気づき」がキーワード

防ごう！高齢者虐待

問 高齢福祉課 地域ケア推進係

高齢者虐待には5つの種類があります

高齢者の権利を侵害したり、生命や健康を危険な状態にする行為が、高齢者虐待に該当します。

身体的虐待

- ・たたく、つねる、なぐる、ける
- ・ベッドに縛りつける
- ・外から鍵をかけて閉じ込める 等

心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・威圧的な態度、無視、嫌がらせにより精神的苦痛を与える 等

経済的虐待

- ・日常的に必要なお金を渡さない
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない 等

放棄・放任 (ネグレクト)

- ・入浴させない
- ・水や食事を与えない
- ・オムツ交換をしない
- ・不衛生な環境下に放置する 等

性的虐待

- ・下半身を裸や下着のまま放置する
- ・人前でオムツ交換をする
- ・キス、性器への接触などわいせつな行為を強要する 等



虐待をしている養護者（介護者）や虐待を受けている高齢者が、その行為を虐待ととらえているかという「虐待の自覚」は問いません。

地域の『見守り』と『気づき』が虐待防止の第一歩！

高齢者虐待は、どこの家庭でも起こる身近な問題です。介護を担う家族が心身ともに疲労し、追い詰められ、自覚がないままに「虐待」に至ってしまうこともあります。介護が必要な高齢者や介護をしている家族などが地域から孤立しないようにすることが、高齢者虐待を防ぐ第一歩となります。

「汚れたままの服を着ている」「強い無力感やあきらめ、投げやりな様子がある」「家の中から家族の怒鳴り声や高齢者の泣き声が聞こえる」などの小さなサインにも気づけるよう、日ごろから、地域の中での見守りや、介護などについてお互いに話し合える関係づくりが大切です。

『虐待かも…』と思ったら、迷わず相談・通報を！

～通報者の情報は守られます～

高齢者虐待は、小さなものから、場合によっては生命の危機に陥るなど、エスカレートする傾向があります。虐待の「小さな芽」を早期に発見することで、事態の深刻化を防ぐことができます。相談・通報は、高齢者を守るばかりではなく、虐待をしてしまった養護者（介護者）を救うことにもつながります。

家庭や地域、施設などで虐待の疑いを発見したり、心配な高齢者や養護者（介護者）がいる際は、ご相談ください。

【相談・通報先】

高齢福祉課 ☎ 22-1700 / 地域包括支援センター ☎ 26-2250